

宮城県公報

宮 城 県
 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 公印の新調 (私学文書課) 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 有害図書類の指定 (青少年課) 一
- 公 告 (NPO活動促進室) 一
- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 二
- 監査委員 (教育庁高校教育課) 二
- 包括外部監査の結果に基づく措置の公表 (公安委員会) 四
- 公安委員会 (公安委員会) 四
- 警備業法第二十三条第一項の規定に基づく検定の実施 七

告 示

○宮城県告示第五十六号
 次のとおり公印を新調した。
 平成二十年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

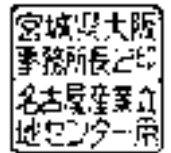
名称
種類
用途
印影
使用開始年月日

発 行

宮 城 県
 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

宮城県大阪
 事務所長之
 印 名古屋
 産業立地セ
 ンター用

地方機
 関 印
 一般文書用



平成二十年
 十一月一日

○宮城県告示第五十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人泉パークタウンSPO&COMクラブ

一 代表者の氏名 小宮 英生

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区高森三丁目一番仙台市立高森小学校内

三 定款に記載された目的 この法人は、泉パークタウンに居住する方を中心に、世代間の交流と生涯スポーツの実践により、青少年の健全育成や仲間づくりと健康維持増進や自己啓発に寄与し、ひいては地域のコミュニティーの活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年十一月六日

○宮城県告示第五十八号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年十一月十八日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号 種類 図書類の名称 発行所

一 雑誌 月刊パシャ! 12月号 若生出版(株)

二 雑誌 ヒメコレPRESTIGE VOL.4 (株)東京三世社

17471112

68361109

68361109

68361109

68361109

三	雑 誌	COMICペンギンクラブ 12月号	辰巳出版(株)
四	雑 誌	チャンピオンレッド 12月号	(株)秋田書店
五	雑 誌	BOY'Sピラス 11月号	(株)マガジン・マガジン
六	雑 誌	微熱SUPERデラックス 12月号	(株)セブン新社
七	雑 誌	シテイヘブン東北版 12月号	(株)ダブルユーエイチコーポレーション 仙台営業所
八	雑 誌	東北Plesen 11月号	(株)NJC

公 告

二 指定理由
 図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十一月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩	東松島市赤井字閑の内四号三百四十六番十六、三百四十六番十七及び三百四十七番十九	東松島市赤井字有明十六番地五号	ロワジール
中村 亨	B 二二二		
中村 奈美			

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十年十一月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂四十六番一、五十

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

五番、五十六番一、五十七番、五十八番一及び五十九番一並びに五十三番、五十四番及び五十五番地先の各一部
 仙台市青葉区北目町一番地十八
 株式会社ユニホー仙台営業所
 所長 小関 精一

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十年十一月十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 黒川郡富谷町上桜木二丁目三番十七
 仙台市若林区六丁の目南町二番地六十
 株式会社ジオーラ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十年十一月十八日

一 入札に付する事項

- 購入物品及び数量 A 重油（JIS一種二号） 百九十キロリットル
- 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 納入期限 平成二十一年一月十八日 午前九時
- 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」
- 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十一年二月

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 3 2以外の者で開札時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者（同附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てされなかった者とみなす。
 - 5 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 6 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。
- 三 入札参加資格申請場所及び提出期限

1 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）平成二十年十二月五日午後五時までに申請すること。

2 次の区分により入札参加資格確認申請書を提出すること。

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札を希望する場合

平成二十年十一月二十五日午前九時から平成二十年十二月五日午後五時までに、同システムにより、申請を行うこと。

(二) 書面により入札を希望する場合

平成二十年十二月五日午後五時までに入札参加確認申請書を宮城県高校教育課調整班まで提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所及び契約条項並びに契約条件を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 亀山 勉 電話〇二二・二二一・三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十年十二月五日午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十年十二月五日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これ

に応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 平成二十年十二月九日午前九時から平成二十年十二月十八日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十年十二月十八日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札執行の場所及び日時までとする。

5 開札執行の日時及び場所

平成二十年十二月十九日午前十一時 教育庁会議室（宮城県庁舎十六階）

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、内国貨物船用品積込承認申告により消費税が免除となるため、消費税を加えない価格とするので、入札金額は消費税を加えない価格を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS(K2205-1980) Class 1, No.2) 190 Kiloliters
- Deadline for Delivery : January 18, 2009
- Place of Delivery : Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- Deadline for Bid : December 18, 2008, 5:00 p.m.
- Contact Person : Tsutomu Kameyama, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

副 査 報 告

○宮城県監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成18年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年11月18日

宮城県監査委員 畠 山 和 純
 宮城県監査委員 袋 正
 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門
 宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

第 1 監査結果の報告

平成18年度の包括外部監査の結果（平成17年度一般会計の補助金等について）については、平成19年3月26日に包括外部監査人から報告があり、同年5月25日付けで公表した。

第 2 通知のあった日

平成20年10月31日

第 3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成18年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	公衆衛生地区活動育成事業補助金（意見）	(1)公衛連の主な事業は、他連合会等への補助金支出のほか、表彰関係となっており、団体が存在し	包括外部監査結果及び公社等外郭団体改革計画に基づき、今後の在り方について検討した結果、次

ていなくとも実施可能である。
 (2)戦後復興期と異なり公衆衛生の事情も改善されてきていることから、県としての表彰活動自体の必要性も検討する余地がある。
 (3)県職員2名が公衛連の事務局の業務を無償で代行しており、また、公衛連の非常勤職員のデスクを環境対策課内に無償で設置している。早期に事務局を県庁の外部に移転し、県職員の団体事務局業務を解消することが望まれる。(P88)

のことが決定した。
 ・県補助金は平成19年度までとし、平成20年度からは廃止する。
 ・法人は、平成22年3月31日で解散する。

2 文化活動促進助成事業（宮城県文化協会連絡協議会）（意見）

当該補助金の限度額は150千円と少額であり、補助対象者の自助努力によって吸収可能な水準と考えられ、廃止すべきである。(P89)

当該補助金については、平成20年度をもって廃止する。

3 宮城県消費者協会運営費補助金

平成17年度の実質的な活動は年4回開催した食等に関連するシンポジウムの開催のみであり、県民への影響は極めて限定的である。かつ、県内には同協会以外にも県域を活動範囲としている消費者団体が6団体あり、同協会にのみ補助金を交付することは公平性の観点からも不適切である。当該補助金の交付開始時期が不明であることもあり、廃止を含めて対象となる事業、団体の見直しを行うべきである。(P13)

当該補助金については、平成20年度をもって廃止する。

4 援護関係団体運営費補助事業（意見）

(3)補助対象団体の平成17年度決算においては、一般・特別会計あわせて331百万円と多額の繰越利益剰余金があり、1,197千円の補助金を交付しなくても十分事業が継続できるため、補助金を廃止することが見込まれる。(P90)

連族会に対しては県からの委託事業や、県と連族会が協力・連携して実施している事業があることから、それらの事業と補助金との調整を図りながら補助金の縮小等に向けて連族会と協議を行っている。

5 援護関係団体運営費補助事業（意見）

(3)補助対象団体の平成17年度決算においては、一般・特別会計あ

平成21年度から廃止する。

<p>6 援護関係団体運営費補助事業(意見)</p>	<p>約5,000名の会員に対し、112千円と少額な補助金となっている。補助金交付の必要性も含め見直しの時期にきており、総合的に勘案して補助金を廃止すべきである。(P93)</p>	<p>平成20年度から廃止した。</p>	<p>わせて6,562千円の繰越利益剰余金があり、当該補助金の縮減が可能である。 (4)同団体は上部団体に当たる機関に県からの補助金額以上の額を上納している。県は同団体の財務状況を十分に吟味すべきである。(P92)</p>
<p>7 広域圏社会福祉協議会活動支援事業(意見)</p>	<p>(1)市町村社協においては、旧地方社協の業務の引継期間を5年とするほどの事業ではないため、2、3年程度で当該補助金は廃止すべきだった。 (2)各協議会の剰余金の状況をみると、目的積立金を除外したとしてもこれらの協議会は十分に繰越剰余金を有しているため、補助金を削減すべきである。(P97)</p>	<p>各圏域の実態に即し交付することとし、一部の市町村協について補助金の減額を行った。</p>	<p>平成20年度は補助対象者がなく事業を実施していないが、今後について、適正に事務を執行していく。</p>
<p>8 公的病院特殊診療部門運営費等補助</p>	<p>仙台赤十字病院は平成16年度において当期末処理損失301,977千円となっているが、修繕引当金を607,587千円計上している。仙台赤十字病院では一定の基準に基づいて修繕引当金を計上しているとはいえ、修繕計画に基づき計画的に積み立てられているとは言えない状況であった。このような修繕引当金は費用として計上すべきではない。交付要綱によれば、補助金額は「基準額である13,546千円」と「前年度末の累積欠損金と不良債務の合計額」の少ない方の2/3と定められているため、修繕引</p>	<p>平成20年度は補助対象者がなく事業を実施していないが、今後について、適正に事務を執行していく。</p>	<p>平成20年度から廃止した。</p>
<p>9 乳幼児医療等福祉医療事業</p>	<p>宮城県医師会および宮城県歯科医師会が行う乳幼児医療等福祉医療に関する研修、広報等の事業経費について補助金を交付しているが、次のような問題があった。 (1)補助の必要性 当該事業に係る収支報告書のみ徴収しているが、十分な財源を独自に保有するのであれば補助の必要性は乏しく、法人としての決算書を入手して確認すべきである。 宮城県歯科医師会の当該事業の収入35,617千円に対し、支出31,217千円となっており、補助金相当額4,400千円の収入超過となっているので、補助金は不要である。 当該事業は医師らが自らの職業として営む事業であるとの側面も有しており、研修や広報活動は一義的には業界団体自らが行うべきものと考えらる。 (2)定額補助とし、毎年同額の補助をしているが、各年の事業内容を勘案・吟味した上で必要補助金額を算定すべきである。(P24)</p>	<p>今後とも事業の必要性について、検討する。 なお、平成20年度については、県の財政状況を勘案し、交付対象となる活動内容の精査をさらに徹底し、補助金額を2割減額した。</p>	<p>当金を除けば累積欠損金はなくなり、不良債務もないため、平成17年度の補助金の交付9,030千円は不要である。県は修繕引当金が修繕計画に基づいて計上されたものであるかどうか審査すべきである。(P18)</p>
<p>10 温水プール建設費借入金償還金補助金(意見)</p>	<p>当該補助金の交付根拠は条例及び規則のみによっており、利子補給の要件、借換えした場合の変更等詳細を定めた交付要綱を作成すべきである。また同要綱において、交付期間を定めると同時に、一定</p>	<p>平成20年度から廃止した。</p>	<p>平成20年度から廃止した。</p>

11	計量改善指導事業費補助金（意見）	<p>期間後は減額や廃止することもあり得る旨盛り込むべきである。(P105)</p> <p>(1)補助対象者が主催するイベントについては、公益性を有しているか疑問があり、その他事業についても、本来同者が自助努力によって行うべき性質のものである。同者の存在意義自体が計量業界のためのものであり、そもそも公平性の観点からも同者への補助金を交付することは適当ではないと考える。</p> <p>(2)県は計量協会に対して、県民の血税を補助金として受領し使用していることを自覚し、参加者から負担金を徴収するかどうかにかかわらず、温泉街のホテルで総会を開催することから外見的に浪費と受け取られかねないということを自覚するよう促すべきである。(P112)</p>	<p>(1)補助対象事業のうちイベントについては、平成21年度から補助対象外とすることとし、広報紙の発行や研修事業など真に計量思想のPRに必要な事業に絞り込んで補助金を大幅に削減していく。</p> <p>(2)総会開催については、指摘を踏まえて計量協会に自覚を促し、平成20年度総会から仙台市内の会議施設で開催する。</p>
12	企業立地促進奨励金（戦略分）（意見）	<p>(1)重点分野4分野については、通常より高い奨励金交付率を適用しているが、これらについては、平成12年策定以来見直しが行われておらず、合理性について再検討すべきである。</p> <p>(2)成長産業の定義について、曖昧といわざるを得ず、当該産業に該当するか否かにについて、恣意性を排除するために具体的な定義づけを行うことが望まれる。(P113)</p>	<p>企業立地奨励金については平成20年3月31日までに着工される立地案件については従来どおりの取り扱いがなされるものの、平成20年4月1日以降に着工される立地案件に関しては平成20年4月1日付けで創設された「みやぎ企業立地奨励金」の対象とすることとした。</p> <p>「みやぎ企業立地奨励金」においては、従来の重点分野、成長産業への厚遇の考えを廃し、新たに「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という）」第5条により主務大臣の同意を得た基本計画において定められた集積区域への集積</p>
13	森林組合等経営基盤強化対策事業（意見）	<p>補助対象団体2団体については、財政的に潤沢な資金を有しており、そもそも補助金を与えるべき団体かどうかは疑問である。(P119)</p>	<p>平成20年度で廃止する。</p>
14	漁協組織強化事業（意見）	<p>当該補助金の主たる目的である合併数の増加については、一定の効果が出ているところであり、当該補助金は廃止すべきである。また補助対象団体の1団体については、資金が潤沢であり、補助対象者として適正を欠くと考えられる。(P120)</p>	<p>平成20年度の予算計上を見送った。次年度以降も予算計上を見送る予定である。</p>
15	沿岸漁業担い手グループ実践活動促進事業（意見）	<p>少ない補助金を効果的に使用するためには、地域密着度や補助対象先の運営状況を勘案し、資金の重点的な配分を行う必要があると考える。また地域の活性化を図るような補助金の使用方法を検討することが望まれる。(P128)</p>	<p>平成20年度から廃止した。</p>
16	宮城県労働協会事業運営補助金（意見）	<p>補助対象協会が徴収している年会費は非常に少ないため、年会費を増額することによって、自立的運営を促し、補助金の削減が求められる。(P130)</p>	<p>協会の事務局運営を効率化し管理費の削減を図ることにより、県補助金の減額を検討する。</p>
17	道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金（意見）	<p>補助対象団体については、事務局を県庁内におくなど県職員が同者の事務を無償で代行していること認められる。県財政及び公平性の観点から、事務局業務の無償代行については廃止すべきである。(P162)</p>	<p>宮城県道路協会と道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会を統合して、事務局が行う事務について、さらに合理化と改善を行った。なお、事務局代行の廃止については引き続き関係団体と協議し、今後検討していく。</p>

<p>18 鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金</p>	<p>鳴瀬川水源地域活性化対策協議会に補助金500千円が交付され、このうち同対策協議会から筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会へ150千円、3地区の地権者会へ計300千円が交付されている。 (2)同連絡協議会の前年度繰越金は102千円であったが、収入は県からの補助金のみであるから、県は前年度繰越金を返還させてから、改めて補助金を交付すべきであった。 (3)県は地権者会の支出についても何ら証拠資料を確認していない。これでは補助金の支出効果を把握していないと言わざるを得ない。また、地権者会は190千円～410千円の残金を積立としている。地権者会においても上記(2)と同様に、補助金は毎年県へ返還されることが前提であり、一部であれ残金を積立することは許されるものではない。(P52)</p>	<p>筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会及び地権者会の平成19年度への繰越金について、対策協議会を通して、支出内容、証拠書類を確認した。 なお、今後、当該補助金の繰越を認めないこととした。</p>
-----------------------------	---	--

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第204号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。
 平成20年11月18日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

1 検定に係る警備業務の種類及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 施設警備業務 1級

平成21年 2月18日（水）午前 9時から午後 5時00分まで

(2) 施設警備業務 2級

平成21年 2月19日（木）午前 9時から午後 5時00分まで

3 実施場所

仙台市泉区高森2丁目1番地の39

仙台地域職業訓練センター

4 受検定員

(1) 施設警備業務 1級 30人

(2) 施設警備業務 2級 30人

5 受検対象者

(1) 施設警備業務 1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格

証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの

(2) 施設警備業務 2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

施設警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行

い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 受検申請手続

(1) 検定申請の受付期間

施設警備業務 1級・2級とも平成20年12月10日（水）から同月24日（水）まで（土・日曜日・

祝日を除く。）の10日間（毎日午前 9時から午後 5時00分まで）、ただし、先着順に受け付け、受

検定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

(2) 申請書の提出先

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出

は受け付けない。

ア 宮城県内に住所を有する者

住所地在を管轄する警察署生活安全課

イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(3) 提出書類

ア 施設警備業務 1級

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所地在を疎明する書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(エ) 前記5-(1)-アに該当する者にあつては、施設警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-イに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

(オ) 前記5-(1)-イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(カ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの） 2

イ 施設警備業務 2級

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所地在を疎明する書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(エ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの） 2

イ 施設警備業務 2級

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所地在を疎明する書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(エ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの） 2

葉

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第66の項に基づき、

ア 施設警備業務 1級 16,000円

イ 施設警備業務 2級 16,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の受検手数料は、還付しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

9 その他

検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線3184）